タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年３月)

３月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	函館交通株式会社（法人番号６４４０００１００１６２５）　代表者畑中喜八郎	北海道函館市本町３５番２１号	本社営業所	北海道函館市本町３５番２１号	R6.3.18	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第2項他５件	令和０６年１月１８日、関係機関からの通報を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第2項）、（２）疾病、疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）（３）運行記録計記録なし（運輸規則第２６条第２項）（４）事故の記録事項不備（運輸規則第２６条の２）（５）乗務員台帳記載事項不備（運輸規則第３７条第１項）（６）指導監督告示による運転者に対する指導及び監督一部不適切（運輸規則第３８条第２項）（７）特定運転者に対して適性診断未受診（運輸規則第３８条第２項）（８）整備管理者選任未届出（運輸規則第４５条）（９）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	5	5
	以下余白									